

未来を築く一票

7月3日(日)は群馬県知事選挙

7月3日(日)は県知事選挙の投票日。あなたの大切な一票を、必ず投票しましょう。

問い合わせは

選挙管理委員会事務局 ☎898-6742



群馬県優秀・高橋琴乃さんの作品

選挙の日程

告示日 6月16日(木)

投票日 7月3日(日)

投票時間・投票所

時間 午前7時～午後7時(三夜沢赤城神社氏子会館、西大河原集落センター、大洞区公民館は午後6時まで)

投票所 市内101カ所

投票できる人

平成3年7月4日以前生まれで、ことし3月15日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録され、選挙人名簿に登録されている人。

転居した人

市内で住所を移した人
6月3日以降に転居の届け

出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

市外へ転出した人

投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

ただし、本市の選挙人名簿に登録されている県内転出者は、市町村長が発行する「引き続き住所を有する証明書」か「住民票の写し」を提示すれば投票できます。

代理投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わって記載し、投票できます。秘密は厳守します。

点字投票

目の不自由な人は点字で投票

票できます。点字投票用紙と点字器を用意します。係員に申し出てください。

期日前投票

市内16カ所に期日前投票所を開設します。投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない場合、宣誓書に記入し、あらかじめ投票することができます。

どの期日前投票所でも投票ができますので、入場券を持参してください。

病院などで不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人は、施設内で投票できま

す。

郵便による不在者投票

投票所へ行くことが困難な重度の障害のある人には自宅で投票できる制度があります。この制度を利用するときは、市選挙管理委員会から、前もって「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

投票用紙の請求期限 6月29日(水)

市外に滞在している人

投票する資格があつて市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会、不在者投票ができます。本市が滞在する市区町村に問い合

前橋 高崎 連携事業

食育を推進します

スローガン「食卓で笑顔と健康育てよう」



食育とは、健康で心豊かな生活を送るために、食に関する知識や、食を選択する力を身に付け、実践することです。これは生命力をなくむ土台であり、知識を育てる「知育」、心を育てる「徳育」、体を育てる「体育」の基礎となります。本市と高崎市は連携して食育を推進しています。

問い合わせは

健康増進課 ☎220-5783

一人一人が生涯健康な生活を送るために、食育は重要な取り組みです。

毎日の食事の時間を家族や仲間と大切に過ごすこと。食育することへの感謝の気持ちを込めて、「いただきます」と「ごちそうさま」の挨拶をすること。会話を楽しみ、温かい食卓を囲むこと。これらが家庭ですぐに取り組める食育です。

地元の野菜を食べよう

地元で生産された物を地元で消費する「地産地消」は食育の中でも重要な柱です。身近な場所で収穫された食材を使うことは、新鮮で安全であるだけでなく、子どもたちの食への関心を高めます。

学校給食でも本市産の農産物を積極的に取り入れ、地産地消を推進しています。

家庭でできる地産地消

本市は数多くの農産物が生産され、農業産出額が県内市町村で1位の農業都市です。身近な地域でどのような食材が採れるかを知り、食材を購入するときは、なるべく地産産を選ぶようにしましょう。また、使った食材について家族で楽しく会話しましょう。

地産地消の取り組み なんきつ子どもエコクラブ

地元で採れた田口菜を使った調理実習を行いました。ここで使用した田口菜はエコクラブのメンバーが種から育て、収穫した物。地区の食生活改善推進員が健康面を考えながらメニューを作成しています。チャーハンや野菜スープ、蒸しパンなどすべての料理に採れたての田口菜を使用し、みんなで協力して一生懸命に取り組みました。

このように農作物を自分たちで育て、収穫し、調理することによって、地元の食材を理解し、愛着を持つことができます。また「食文化」を学び、次の世代へ語り継いでいくことも食育の取り組みです。



子どもたちの声

「野菜がいろいろな形で切れて楽しかった」
「自分で採ってきて刻んだ田口菜の蒸しパンがおいしかった」